

令和元年分年末調整事務処理要領

市町村立小・中・特別支援学校編

令和元年10月

埼玉県教育局教育総務部教職員課

目 次

1	年末調整とは	1
2	年末調整の申告に関する職員への周知	1
3	復興特別所得税について	1
4	年末調整対象者	1
5	年末調整事務の流れ (別紙) 職員向け案内文	2
6	年末調整関係申告書	3
	(1) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	3
	(2) 給与所得者の保険料控除申告書	3
	(3) 給与所得者の配偶者控除等申告書	5
	(4) 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	6
	○ 各申告書記入例	7
7	年末調整関係報告書	11
	(1) 年末調整報告書1	11
	(2) 年末調整前職報告書	14
	(3) 年末調整に係る調整報告書	14
	(4) 扶養親族数報告書	15
	(5) 年末調整に係る住宅借入金等報告書	16
	○ 各種報告書記入例	17
	(別紙) 各種報告書 様式(年末調整報告書1を除く)	
8	年末調整関係確認帳票	23
	(1) 年末調整確認リスト	23
	(2) 扶養親族数報告書確認リスト	24
	(3) 扶養親族アンマッチリスト	25
	(4) 年末調整確認簿兼支払簿	25
9	年末再調整	26
10	翌年分所得税の源泉徴収事務	27
11	その他	27
	(1) 本年分(1~12月)の給与総額・源泉徴収税額の確認	27
	(2) 住所変更	28
	(3) 死亡退職者の年末調整	28
	(4) 扶養是正	28
12	手計算による年末調整	29
	(別紙) 年末(再)調整による源泉所得税過納額還付領収書 様式	

1 年末調整とは

給与所得者は、毎月支給される給与から所得税が源泉徴収されているが、その源泉徴収された額の1年間の合計額と、その年（1～12月）の収入額に対する年税額とは必ずしも一致しない。

この一致しない主な理由として、

- ① 源泉徴収税額表は、年間を通して毎月支給される給与の額に変動がないものとして作られているが、実際は年の中で給与の額に変動があること
- ② 年の中で扶養親族等に異動があっても、その異動後に支払われる給与から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収税額を修正していないこと
- ③ 配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていること

などがあげられる。

そのため、職員に各種申告書を提出してもらうことにより年税額を計算し、12月の給与支給時に、その過不足額を精算する。この精算の手続を「年末調整」という。

2 年末調整の申告に関する職員への周知

年末調整における各種の控除は、**職員本人の申告**に基づいて行うため、職員一人一人が年末調整事務の重要性を認識し、正しい申告を行うよう努める必要があります。

毎年、職員本人による扶養親族の所得確認の不徹底などが原因で誤った申告となり、税務署からは是正の指導を受ける場合が少なくない。

別紙の職員向け案内文を配布するなどして、職員の年末調整事務に関する認識が深まるよう周知を徹底する。

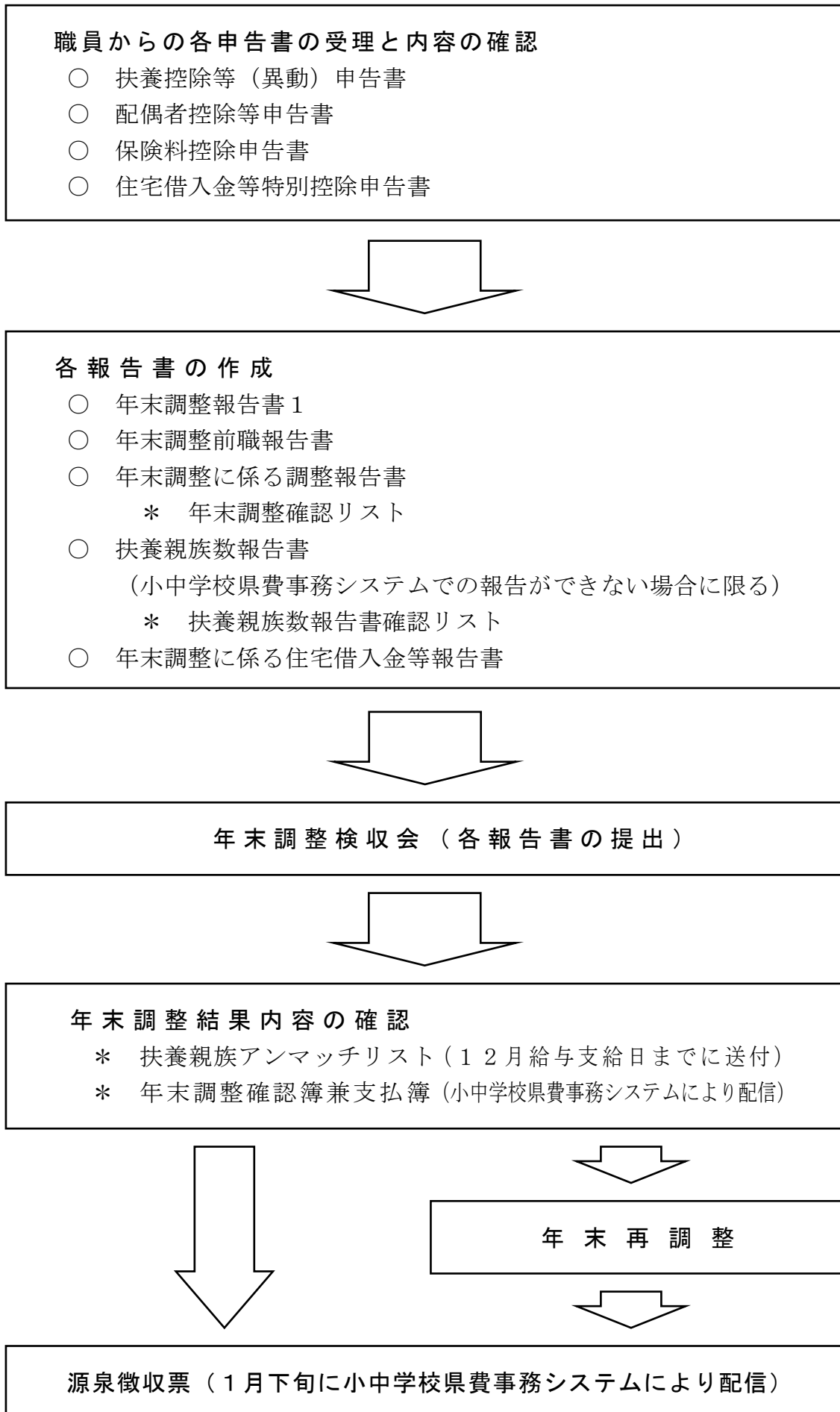
3 復興特別所得税について

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布されました。これにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を合わせて徴収しています。

4 年末調整対象者

原則として、12月の給与支給日（令和元年12月20日）に在職している職員が電算による年末調整の対象となる。ただし、手計算で年末調整を行う場合もあるため注意する（P29「12手計算による年末調整」参照）。

5 年末調整事務の流れ



職員各位

年末調整の関係書類の提出に当たって

年末調整とは、毎月の給与、期末・勤勉手当等の支払いの際に源泉徴収した所得税と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べ、その過不足額をその年の最後の給与で精算することをいいます。

年末調整を正しく行うためには、職員一人一人の御理解と御協力が必要不可欠です。

年末調整に必要な各種控除申告書の提出に当たっては、下記の事項に御留意の上、御提出願います。

記

- 1 年末調整は、職員本人の申告に基づくものであり、申告内容についての責任の所在は職員本人にありますので、正確に申告を行うことが重要です。

特に、控除対象扶養親族を申告する場合は、申告内容に誤りがあると後日税務署から申告誤りを指摘され所得税を追徴されることがあります。
被扶養者の所得金額等をよく御確認されてから申告書に御記入ください。

- 2 年末調整の電算事務処理は、11月下旬に全教職員の分を一括して行います。
関係書類の提出に当たっては、必ず所属所の給与担当者が定めた提出期限を厳守してください。
- 3 生命保険料控除や住宅借入金等特別控除等の申告書が期限までに提出されないと年末調整を行えません。提出期限に間に合わなかった場合は、御本人で住所地を管轄する税務署に赴き、確定申告を行っていただくこととなります。
- 4 年末調整の結果については、「年末調整明細書」を給与担当者から受領する際に、**申出内容が正しく反映されているか御確認の上、年末調整支払簿兼確認簿に押印**してください。

埼玉県教育委員会

6 年末調整関係申告書

各申告書の受理と内容の確認については、各申告書に記載されている説明及び国税庁から発行される「令和元年分年末調整のしかた」を参照して行う。

各申告書は、欄外左上部余白に「所属所名・所属所コード」、右上部余白に「氏名・職員番号」のゴム印をそれぞれ押印の上、職員番号順に整理して保管する。

(1) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

(以下、「扶養控除等申告書」という。P7 記入例参照。)

ア 源泉控除対象配偶者（合計所得金額が900万円以下の職員と生計を一にする配偶者で合計所得金額が85万円以下の者）、控除対象扶養親族の生年月日を確認し、「老人扶養親族」又は「特定扶養親族」に該当する場合は、それぞれの欄にチェックをする。

ただし、「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受ける場合は、必ず「給与所得者の配偶者控除等申告書」により確認すること。

イ 「令和元年中の所得の見積額」欄は、必ず所得金額を記入する。(※)

また、所得がない場合でも空欄にせず、“0円”と記入する。

※ 収入金額を記入しないこと。また、所得金額の算出方法は所得の種類により違うので注意すること。

ウ 職員が職員以外の所得者と、同一の扶養親族を重複して控除していないか確認する（例：夫婦共働きの場合、1人の子どもを両方が控除対象扶養親族又は扶養親族として申告していないか、など。）。

エ 年少扶養親族のいる職員については、扶養控除等申告書下段の「住民税に関する事項」欄に当該年少扶養親族に関する事項を記入する。

オ 給与の支払者の法人（個人）番号欄は空欄とする。

カ 個人番号欄は、マイナンバー（個人番号。以下「個人番号」とする。）を給与支払者に対して報告している場合は、記載不要である。その場合は、余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をする。

(2) 給与所得者の保険料控除申告書

(以下、「保険料控除申告書」という。P8 記入例参照)

ア 生命保険料及び地震保険料の控除については、それぞれに最高限度額が定められている。限度額を超えて申告しても控除額は変わらないので、限度額を超える契約分は記載する必要がない旨を職員に周知する。

イ 契約した保険が保険料控除の対象となるか不明な場合は、契約した保険会社等に照会する。（通常は、証明書又は領収書に「年末調整・確定申告に必要な書類ですから…」との表示があるので確認できる。）

ウ 報告書の提出時までには証明書が間に合わない場合は、提出予定日等を記した付せんを申告書に貼付して整理し、令和2年1月末日までに必ず提出させる。

エ 個人番号欄の記載は必要ない。

オ 保険料の各項目の留意事項

(ア) 一般の生命保険料控除

- a 埼玉県教職員互助会が団体契約扱いしている生命保険（団体生命）及びライフサポート保険

所属長がその内容を生命保険料控除明細書又は配当金明細書等により確認した上で、申告書の「給与の支払者の確認印」欄に押印するとともに、申告書の左側欄外に(互)と記入することにより、各種証明書の添付を省略することができる（以下、個人年金保険料控除及び介護医療保険料控除も同様。）。

- b 公立学校共済組合の福祉保険制度

公立学校共済組合の福祉保険制度も一般の生命保険料控除の対象となる。保険会社から「生命保険料控除証明書（一般用）」が職員の自宅に郵送されるので、確認するよう周知する（証明書の添付が必要。）。

(イ) 個人年金保険料控除

生命保険料控除の対象となる個人年金保険料とは、年金を給付する定めのある生命保険、年金（生命）共済、郵便年金のうち、一定の要件を満たすものをいう（単に年金が給付されるというだけでは、個人年金扱いになるとは限らない。個人年金保険料控除の対象となるか不明な場合は、契約保険会社等に照会する。）。

- a 公立学校共済組合のアイリスプラン

加入する種類によって適用される保険料控除の種類が異なるので注意すること。

(a) 年金コース

- 一般型 … 一般の生命保険料控除の対象となるが、対象となる額は支払った掛金のうち、制度運営事務費0.9%を除いた額となる。
- 個年型 … 個人年金保険料控除の対象となるが、対象となる額は支払った掛金のうち、制度運営事務費0.9%を除いた額となる。

保険会社から「保険料控除証明書（一般用又は個人年金用）」が職員の自宅に郵送されるので、確認するよう周知する。（証明書の添付が必要。）

※ 保険料控除証明書の金額は、既に0.9%が引かれた額なのかを職員が確認するよう周知してください。

(b) 医療入院コース・介護保障コース

教職員共済生活協同組合及び保険会社から「保険料控除証明書（一般用）」が職員の自宅に郵送されるので、確認するよう周知する（証明書の添付が必要。）。

(ウ) 介護医療保険料控除

生命保険料控除の対象となる介護医療保険料とは、介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料のうち、一定の要件を満たすものをいう（介護医療保険料控除の対象となるか不明な場合は、契約保険会社等に照会する。）。

証明書が職員の自宅に郵送されるので、確認するよう周知する。（**証明書の添付が必要。**）

(エ) 地震保険料控除

地震保険の他に、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（保険期間10年以上、満期返戻金有り）が保険料控除の対象となる。

証明書が職員の自宅に郵送されるので、確認するよう周知する。（**証明書の添付が必要。**）

(オ) 社会保険料控除

職員が生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を職員が支払った場合でも、控除を受けることができる。

※ 国民年金保険料等については証明書の添付が必要なので注意すること。

※ 職員が再任用職員（短時間勤務）で、公立学校共済組合任意継続組合員である場合は、職員が支払った任意継続掛金も控除を受けることができる。掛金額は、領収書（振込みにより支払った場合）又は通帳（口座引落により支払った場合）で確認すること。金額が確認できるものを紛失した場合は、福利課経理担当へ収納証明書の交付を申請する。

※ 退職互助会員の会費は年末調整により報告できないため注意すること。

(カ) 小規模企業共済等掛金控除

「埼玉県心身障害者扶養共済制度条例」に基づく掛金は控除を受けることができる（**証明書の添付が必要。**）。

また、個人型確定拠出年金（iDeCo）の控除を受ける場合は、「小規模企業共済等掛金」欄に記入すること。

(3) 給与所得者の配偶者控除等申告書

（以下、「配偶者等控除申告書」という。P9記入例参照。）

ア 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受ける場合提出する。

イ 職員の合計所得金額が1,000万円以下であり、配偶者の合計所得金額が38万円以下のときは配偶者控除、38万円超123万円以下の場合は配偶者特別控除の適用となる（**配偶者控除と配偶者特別控除を重複して受けることはできない。**）。

ウ 職員の合計所得金額が1,000万円を超えている場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができない。1,000万円を超えているか不明な場合は、職員に申告書を提出させること（超えているかどうかは電算処理の段階で判断する。）。ただし、再任用職員の場合は電算で合計所得の把握ができないため、必ず職員本人に確認すること。

エ 配偶者の個人番号欄は、給与支払者に対して報告している場合は、記載不要である。その場合は、余白に「配偶者の個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をする。

(4) 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

(以下、「住宅借入金等特別控除申告書」という。P10記入例参照。)

ア 住宅借入金等特別控除については、必ず証明書を添付する。共済組合及び互助会分の貸付については、福利課作成の資料(別添)を参照すること。

※ 次に該当する場合は別途報告が必要(P16「(5)年末調整に係る住宅借入金等報告書」参照)。

・ 2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている
・ 特定増改築等住宅借入金等特別控除・認定住宅新築等特別税額控除・住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除(東日本大震災の被災者の家屋の再取得等)の適用を受けている

・ 住宅の取得や増改築が特定取得に該当する(平成28年度より新設されたコードで報告すること。)

イ 住宅借入金等特別控除を受ける最初の年は職員本人が所轄の税務署で確定申告を行うため、年末調整で控除を行うことはできない。

確定申告を終えると、所轄の税務署長から職員本人宛てに住宅借入金等特別控除申告書とともに「年末調整で住宅借入金等特別控除申告を受ける方へ」という通知が送付される。確定申告の翌年以降は、その申告書を用いて年末調整を行う。

また、税務署からの通知文書の文中には次のような記載があるので注意する(文章の内容は申告した年によって違う。)

あなたが連帯債務者となっている住宅借入金等がある場合には、平成〇〇年12月31日現在のその住宅借入金等の残高に、その住宅に係るあなたの持分を取得するためにあなたがその住宅借入金等について負担すべき割合(その住宅の取得等について既に確定申告によって住宅取得等特別控除を受けている場合には、その確定申告の際にその住宅に係るあなたの持分を取得するためにあなたがその住宅借入金等について負担すべきものとした割合)を乗じて計算した金額に基づいて記載します。

この場合には、控除申告書の「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。

なお、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の記入例

〇〇学校
××A12

鈴木太郎
9 9 9 9 9 9

個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない

平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 浦和 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 埼玉県知事 大野 元裕	(フリガナ) スズキ タロウ あなたの氏名 鈴木 太郎	あなたの生年月日 昭和 38年 3月 4日	送る給与についての扶養控除等申告書の提出(届出)している場合は、〇印を付けてください。
	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所(郵便番号 330-0001)	あなたの配偶者 本人
さいたま市 市区町村長	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	さいたま市浦和区常盤6-4-4	配偶者の有無 有	

扶
収受
必ず収受印を押すこと

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。必要があります。

◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。

◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告書についてのご注意」等をお読みください。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	スズキ 美子 鈴木 美子	1234567890	妻	昭和 38年 4月 3日	さいたま市浦和区常盤6-4-4	令和元年10月28日所得超過見込
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(16歳以上)(平16.1.1以降生)	1 スズキ 太郎 鈴木 太郎	9876543210	子	平成 4年 8月 8日	さいたま市浦和区常盤6-4-4	平成31年4月1日就職
	2 スズキ ジロウ 鈴木 二郎	1111111111	子	平成 9年 7月 8日	さいたま市浦和区常盤6-4-4	※ 所得が38万円を超えると控除が受けられません。
	3 スズキ ケイコ 鈴木 恵子	2222222222	妻	昭和 13年 9月 10日	さいたま市浦和区常盤6-4-4	令和元年6月30日退職により追加
	4 スズキ トモコ 鈴木 智子	3333333333	子	昭和 63年 2月 3日	さいたま市浦和区常盤6-4-4	
障害者、寡妻、寡夫又は勤労学生	障害者 一般の障害者 特別障害者 特別障害者 同席特別障害者	本人 配偶者(注2) 扶養親族	寡妻 特別の寡妻 寡夫 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」をお読みください。) 鈴木 智子 ○障害者(注2) ○障害者手帳(平成〇年〇月〇日交付) 同席 ※ 赤い手帳で1級・2級の人、緑の手帳で「A・マルA」の人は特別障害者になります。		

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

16歳未満の扶養親族(平16.1.2以降生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成31年(2019年)国外扶養親族中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	スズキ サトウ		子	平成 16年 6月 17日	さいたま市浦和区常盤6-4-4	円	
2						円	
3						円	

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

- 親族を削除する場合――2重線(赤字)で削除してください。(※①参照)
- 内容を一部変更する場合――2重線(赤字)で訂正し、正しい内容を上部に黒字で記入してください。(※②参照)
- 親族を追加する場合――黒字で各項目を記入してください。(※③参照)

<記入上の注意事項>

- 所得
 - 給与所得のみの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下の場合に控除が受けられます。
 - 公的年金のみの場合は、本年中の年金の収入金額が158万円以下(65歳未満は108万円以下)の場合に控除が受けられます。
 - ※ 生命保険契約に基づく個人年金は公的年金ではありません(別途計算が必要です)。
 - ※ 遺族の恩給・年金は所得に含まれません。
 - 失業給付や共済組合の育児休業手当金は所得には含まれません。
 - アルバイト収入、退職手当等にも注意してください。
 - 所得の見込がない場合は0円と記載してください。
- 同居老親に係る「同居」の条件
 - 同居を常況としているが、たまたま入院等をしている場合は「同居」に該当します。
 - 二世帯住宅等で、食事を一緒にするなど日常生活を共にしている場合は「同居」に該当します。
 - 老人ホーム等にいる場合は、「同居」とは認められません。
- 住民税に関する事項
 - 年少扶養親族がいる場合、こちらに記載してください。(扶養親族数報告書の提出が必要な場合、年少扶養親族についても記載してください。(※P15、21参照))
- その他
 - 控除対象扶養親族が本年の途中で死亡した場合でも、本年分については控除が受けられます。(控除要件に該当するかは、死亡した日の現況で判断します。)
 - 別居していても、生活費・学資金・療養費などを送金している場合は控除対象となります。
 - 「給与支払者の法人(個人)番号」欄は空欄にします
 - 個人番号欄は扶養控除等(異動)申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の文言があった場合は空欄にします

※ 最終的に年末(12月31日)までに控除対象扶養親族の収入金額をもう一度必ず確認し、収入金額に変更があった場合は、必ず給与担当者に申し出てください(収入金額の変更によって控除額が変わらなくても同様です)。
控除額に誤りがあると、過去3年間に遡って税務署から追徴を受けるので十分注意してください。

※ 配偶者控除及び配偶者特別控除の申告がある場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出があるか必ず確認してください。

「給与所得者の保険料控除申告書」の記入例

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった		地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)④	給与の支払者の確認印			
				氏名	あなたとの続柄								氏名	あなたとの続柄						
●●生命	養老	10年	鈴木 太郎	鈴木 美子	妻	新・旧	20,000 円	甲	地震保険料控除	××共済	建物更正	30年	鈴木 太郎	鈴木 太郎	あなたとの続柄	地震・旧長期	35,000 円			
互 ▲▲生命	団体生命	10年	鈴木 太郎	鈴木 美子	妻	新・旧	25,101 円	甲						鈴木 太郎	本人					
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	20,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	20,000 円	計(①+②)	③						40,000 円	鈴木 太郎			本人	地震・旧長期	13,700 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	25,101 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	25,051 円	②と③のいずれか大きい金額	④						40,000 円	鈴木 太郎			本人		
介護医療保険料	●●生命	介護	10年	鈴木 太郎	鈴木 美子	妻	80,000 円		地震保険料控除	××共済	建物更正	30年	鈴木 太郎	④のうち地震保険料の金額の合計額		⑤ 13,700 円				
(a)の金額の合計額	C	80,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	40,000 円	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							⑥ 35,000 円						
個人年金保険料	●●生命	終身年金	10年	鈴木 太郎	支払開始日 H35.3.4 本人	新・旧	160,000 円		社会保険料控除	国民年金	日本年金機構	鈴木 一郎	子	あなたが本年中に支払った保険料の金額		165,600 円				
■■生命	終身年金	19年	鈴木 太郎	支払開始日 H35.3.4 本人	新・旧	84,000 円		国民健康保険税						さいたま市	鈴木 恵子		母	あなたが本年中に支払った保険料の金額		36,700 円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	160,000 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	40,000 円	合計(控除額)											202,300 円		
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	84,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	46,000 円	合計(控除額)							202,300 円						
計算式Ⅰ(新保険料等)		計算式Ⅱ(旧保険料等)		生命保険料控除額計(①+③+④)(最高120,000円)		120,000 円		社会保険料控除		国民年金		日本年金機構		鈴木 一郎		子		165,600 円		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		社会保険料控除		国民健康保険税		さいたま市		鈴木 恵子		母		36,700 円		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		社会保険料控除		合計(控除額)								202,300 円		
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円		社会保険料控除		種類								144,000 円		
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円		社会保険料控除		独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金								144,000 円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		社会保険料控除		確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金								144,000 円		
								社会保険料控除		確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金								144,000 円		
								社会保険料控除		心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金								144,000 円		
								社会保険料控除		合計(控除額)								144,000 円		

★ 控除対象となる保険料について記入してください。(対象となる保険料の範囲は申告書裏面の説明を参照してください。)

<記入上の注意事項>

- それぞれ最高控除額があるため、複数の契約がなされている場合で「控除限度額」を超える契約額を申告しても控除を受けられないので、限度額を超える分については記載しないでください。
- 保険料の払込証明書を見ながら該当事項を記入してください。
- 払込証明書は申告書の裏面に第三者が確認しやすいように添付してください。証明書が現在手元にない場合はなるべく年内に、やむを得ない場合でも翌年の1月末日までに添付できるようにしてください。添付できない場合は、控除が取り消されます。ただし、団体生命(ライフサポート保険含む)に該当する場合は、証明書の添付は不要です(所属所で確を行います。)(※①参照)
- 見積額で申告した保険料については、年末(12月31日)までに支払金額をもう一度必ず確認し、金額に変更があった場合は給与担当者に申し出てください。

- 控除額に端数が生じた場合は、小数点第1位を切り上げます。(※②参照)
- 証明書の保険料支払金額が月額になっている場合は、12月までに払込む保険料の見積額を記入してください。(※③参照)
- 一般の生命保険料控除のうち、旧契約に係るものについては、1契約(一口)の年間保険料が9,000円以下の場合、証明

- 社会保険料のうち国民年金保険料等について社会保険料控除を受ける場合は、証明書の添付が必要です。

地震保険証明書イメージ ※④

地震保険料控除対象掛金払込証明書
地震保険料控除(所得税法第77条)にかかる所得控除申告のための証明事項を、下記のとおり証明します。

ご契約者 鈴木 太郎 (単位:円)

振込先	振込金額	振込日	振込回数
10440021363	13,700	平成6.7.20	1回

地震保険料 13,700円
損害共済掛金 134,000円
引当金 18,344円
合計掛金 166,044円

建物の用途 住宅

地震保険料控除対象掛金払込証明書
地震保険料控除(所得税法第77条)にかかる所得控除申告のための証明事項を、下記のとおり証明します。

ご契約者 鈴木 太郎 (単位:円)

振込先	振込金額	振込日	振込回数
10440021363	4,500	平成6.7.20	1回

地震保険料 4,500円
損害共済掛金 35,000円
引当金 -円
合計掛金 39,500円

建物の用途 家財

個人年金証明書イメージ ※③

簡易保険料控除証明書
(個人年金保険料控除用)

ご契約者 鈴木 太郎 様

保険期間	60歳支払開始掛置終身年金保険
年金の支払期間	終身
年金支払開始日	令和6年3月4日
個人年金保険料の控除に係る保険料額	7,000円(月額)
一般の生命保険料の控除に係る特約保険料額	円(月額)
年金受取人	鈴木 太郎
昭和38年3月4日生	
証書記号番号	51 07 061873

令和元年9月30日現在のお振込状況を上記のとおり証明いたします。

令和元年10月14日

個人型確定拠出年金(iDeCo)の控除を受ける場合は、ここに申告額を記載してください。報告様式は「住宅借入金等報告書」です。

○旧長期損害保険料控除は、保険期間10年以上の満期返戻金のある保険契約で、平成18年12月31日までに締結していること(平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないこと)が条件となります。○一つの保険契約が地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当する場合、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

配偶者控除等申告書(国税庁ホームページ掲載エクセルデータ)

配偶者の個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 浦和 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 埼玉県知事 大野 元裕	(フリガナ) あなたの氏名 スズキ タロウ 鈴木 太郎	あなたの住所 又は居所 さいたま市浦和区常盤6-4-4
給与の支払者の法人番号	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	あなたの住所 又は居所 さいたま市浦和区常盤6-4-4	

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができません。
◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」をご利用ください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	6,450,000 円	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	区分 I	A
--------------------	-------------	----	---	--	--	------	---

配偶者 鈴木 美子	(フリガナ) 氏名 スズキ ヨシコ	個人番号	生年月日 昭和38年4月3日	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額	910,000 円	区分 II	④
		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	本人控除対象配偶者 非居住者である配偶者 生計を一にする事実	判定	<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)	①	
					<input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢70歳未満	②	
					<input type="checkbox"/> 38万円超85万円以下	③	
					<input checked="" type="checkbox"/> 85万円超123万円以下	④	

合計所得金額の見積額の計算表	所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
	あなたの合計所得金額の見積額	給与所得 (1) 8,500,000 円		6,450,000 円
		事業所得 (2)		
		雑所得 (3)		
		配当所得 (4)		
		不動産所得 (5)		
		退職所得 (6)		
		(1)-(6)以外の所得 (7)		
	(1)-(7)の合計額			6,450,000

配偶者の合計所得金額の見積額の計算表	所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
	配偶者の合計所得金額の見積額	給与所得 (1) 1,560,000 円		910,000 円
		事業所得 (2)		
		雑所得 (3)		
		配当所得 (4)		
		不動産所得 (5)		
		退職所得 (6)		
		(1)-(6)以外の所得 (7)		
	(1)-(7)の合計額			910,000

控除額の計算	区分 II											
	①	②	③	④								
				85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下	
区分 I	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
	480,000円	380,000円	380,000円	360,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	
	320,000円	260,000円	260,000円	240,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	
	160,000円	130,000円	130,000円	120,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除								

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	310,000 円

【配偶者控除及び配偶者特別控除額の計算の順序】

配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、以下の手順で求めてください。

- ① 職員の合計所得金額の見積額の計算
「あなたの合計所得金額欄(見積額)」欄に職員の各所得を入力し、合計額を入力します。
- ② 職員の合計金額の区分の判定
上記①で入力した金額を基に判定欄の「900万円以下(A)」、「900万円超950万円以下(B)」又は「950万円超1,000万円以下(C)」の該当する口にチェックし、A、B又はCの判定結果を「区分 I」欄に記載します。
- ③ 配偶者の合計所得金額の見積額の計算
「配偶者の合計所得金額(見積額)」欄に配偶者の各所得を入力し、合計額を入力します。
- ④ 配偶者の合計所得金額の区分の判定
「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に③の金額を入力し、判定欄の「38万円以下かつ年齢70歳以上(昭24.1.1以前生)」、「38万円以下かつ年齢70歳未満」、「38万円超85万円以下」又は「85万円超123万円以下」の該当する口にチェックし、①~④いずれかの判定結果を「区分 II」欄に入力します。
- ⑤ 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の算出
「控除額の計算」欄の表②、④の判定結果を当てはめ、配偶者控除額または配偶者特別控除額を求め、「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄に入力します。

※配偶者等控除申告書は国税庁のホームページよりダウンロードできる入力様式(Excel版)を用いると簡単に作成ができます。

※ 最終的に年末(12月31日)までに配偶者の収入金額をもう一度必ず確認し、収入金額に変更があった場合は、必ず給与担当者に申し出てください(収入金額の変更によって控除額が変わらなくても同様です)。
控除額に誤りがあると、過去3年間に遡って税務署から追徴を受けるので十分注意してください。

※ 配偶者控除及び配偶者特別控除の申告がある場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出があるか必ず確認してください。

「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の記入例

☆ 住宅借入金等特別控除がある場合に提出してください。
申告書は、控除を受けるために確定申告を行うと税務署から翌年以降分が渡されます。

<記入上の注意事項>

○ 「年間所得の見積額」は去年の源泉徴収票の給与所得控除後の金額を目安に記入してください。

○ 連帯債務の場合は、備考欄に他の連帯債務者の「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残額〇〇〇〇円のうち、××円を負担することと
しています。」
等の文言と住所及び氏名の記載と押印が必要です。なお、連帯債務に持分があるときは、必ず残高をその持分の割合で按分してください。また、連帯債務者が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

○ 借入金等の年末残高証明書を申告書の裏面に添付してください。

※ 住宅取得に係る借入金等の年末残高が「12,535,000円」の場合の記入例

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算	
項目	住宅借入金等の内訳			項目	金額等
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等		
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	円	新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円
			12,535,000		
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円	家屋又は土地等の取得対価の額	円
	16,000,000		16,000,000		
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	%	%	%	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	%
	92.08 / 92.08 = 100	105.22 / 105.22 = 100	100		
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	円	円	円	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	円
			12,535,000		
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	円	円	円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧)	円
			12,535,000		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	円	円	円	年間所得の見積額	円
	12,535,000			8,000,000	
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	円	円	円	備考	
				100円未満の端数は必ず切り捨てる。	
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考の(注2)参照)	円	円	円	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	円
				住宅資金の贈与の特例を受けた金額	円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑬×1%)	円	円	円	(注) 備考欄の③の記入に当たっては、裏面の「※③欄の③の記入について」をお読みください。 (注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けない方は、⑫欄及び⑬欄の記入の必要はありません。	
	125,300				

◎ この申告書の提出に当たって、確定申告書が発行する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」の添付が必要です。

控除率に注意する。

(証明事項)

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項		
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	
居住開始年月日	平成 21 年 1 月 10 日		居住開始年月日	平成 年 月 日	
家屋又は土地等の取得対価額	円	円	増改築等の費用の額	円	
	16,000,000	-	のうち居住用部分の費用の額	円	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	m ²	m ²	特定増改築等の費用の額	円	
	92.08	105.22	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	円	
①又は②のうち居住用部分の床面積又は面積	m ²	m ²		160,000	
	92.08	105.22			

記載内容を確認し、控除区分(P22参照)の参考にする。
平成〇〇年中居住者用・・・「01」 特定取得の場合は「11」
平成〇〇年中居住者・認定住宅用・・・「02」 特定取得の場合は「12」
平成〇〇年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用・・・「03」又は「04」
特定取得の場合は「13」又は「14」

(平成21年中居住者用)

7 年末調整関係報告書

(1) 年末調整報告書 1

(P 17 記入例参照)

10月下旬に、10月マスタの内容から氏名、職員番号及び所得税申告区分を出力した「年末調整報告書1」を郵送します。

電算で年末(再)調整を行う際に、職員から提出された扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書、保険料控除申告書等に基づき作成する。

ア 「年末調整」欄

(ア) 12月1日～12月19日(給与支給日前日)に退職(予定)で、年末調整を行わない職員が出力されている場合は、17カラム目に「1」を記入し、「未成年者(本人)」欄(124カラム目)に該当コードを、「摘要」欄に退職日を記入する。

(イ) 11月30日までに退職(予定)し、報告所属で年末調整を行わない職員が出力されている場合は、「氏名・職員番号」、「住民税」欄を二重線で抹消し、「摘要」欄に退職日を記入する。

「年末調整報告書1」に記載されている職員が退職する場合の事務処理については、所轄の教育事務所と連絡調整すること。

イ 「所得税申告区分」欄

「所得税申告区分」欄の出力内容に変更がある場合は、二線訂正の上、余白に修正記入し、「年末調整報告書1」に記載がない職員は手書きで追加記入する。

なお、年少扶養親族についても、その人数を「年少扶養親族」欄(29カラム目)に記入する。

11・12月に所得税申告区分を修正する場合は、新規採用職員を除き、「年末調整報告書1」で報告する。

※ 小中学校県費事務システムの「給与修正報告1・4」では修正しない。

※ 配偶者控除制度の改正に伴い、同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除を受けることができるとされたため、必ずしも「障害者」欄、「同居特別障害者」欄及び「同居以外の特別障害者」欄の合計が、「控対配」欄、「控除対象扶養親族」欄及び「年少扶養」欄の合計内数とは限らないので、必ず突合する。

ウ 「配偶者特別控除」欄

配偶者控除等申告書の「合計所得金額の見積額の計算表」中「配偶者の合計所得金額(見積額)」表「(1)～(7)の合計額」欄に記載された金額を記入する。

※ 配偶者特別控除と記載されているが、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除の適用を受ける者も必ず記入すること。

本人合計所得金額区分は配偶者控除等申告書の「あなたの本年中の合計所得金

額の見積額」を下表の区分と照らし合わせてコードを記入する。

表

本人の合計所得金額区分	コード
900万円以下	A
900万円超 950万以下	B
950万円超 1000万以下	C
1000万円超	D
給与所得のみ(前職含む)	Z

※ 給与所得のみ(前職含む)の場合は金額によらず「Z」を記入すること。

※ また、「本人の合計所得金額区分コード」のアルファベットは、他の文字と間違われないように分かりやすく記載すること。

エ 「生命保険料控除」欄

保険料控除申告書の「生命保険料控除」欄の「計 (㊶+㊷+㊸)」に記載された額(一般の生命保険料控除額と個人年金保険料控除額、及び介護医療保険料控除額の合計額。最高限度額120,000円)を記入する。

オ 「新生命保険料の金額」欄

保険料控除申告書の生命保険料控除のうち、新契約に係る一般の生命保険料の合計額「A」欄に記載された金額(掛金)を記入する。

カ 「旧生命保険料の金額」欄

保険料控除申告書の生命保険料控除のうち、旧契約に係る一般の生命保険料の合計額「B」欄に記載された金額(掛金)を記入する。

キ 「介護医療保険料の金額」欄

保険料控除申告書の生命保険料控除のうち、介護医療保険料の合計額「C」欄に記載された金額(掛金)を記入する。

ク 「新個人年金保険料の金額」欄

保険料控除申告書の生命保険料控除のうち、新契約に係る個人年金保険料の合計額「D」欄に記載された金額(掛金)を記入する。

※ 個人型確定拠出年金(iDeCo)の控除を受ける場合は、年末調整に係る住宅借入金等報告書内の「小規模企業共済等掛金」(46~51カラム)欄に記載してください。

ケ 「旧個人年金保険料の金額」欄

保険料控除申告書の生命保険料控除のうち、旧契約に係る個人年金保険料の合計額「E」欄に記載された金額(掛金)を記入する。

※ 個人型確定拠出年金(iDeCo)の控除を受ける場合は、年末調整に係る住宅借入金等報告書内の「小規模企業共済等掛金」(46~51カラム)欄に記載してください。

コ 「地震保険料控除」欄

保険料控除申告書の「地震保険料控除額」欄の「合計（右下）」に記載された金額（地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計額。最高限度額50,000円）を記入する。

サ 「旧長期損害保険料掛金」欄

保険料控除申告書の地震保険料控除のうち旧長期損害保険料「◎」欄に記載された金額（掛金）を記入する。

シ 「社会保険料控除」欄

保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄の「合計（控除額）」に記載された金額を記入する。

ス 「国民年金保険料等の金額」欄

保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄に国民年金保険料等の金額が含まれている場合に、その金額を記入する。

セ 「住宅取得等特別控除」欄

住宅借入金等特別控除申告書の「住宅借入金等特別控除額」欄に記載された金額を記入する。

ソ 「住宅の居住開始年月日」欄

住宅借入金等特別控除申告書の証明事項に記載されている居住開始年月日を記入する。

※ 年は和暦で記入。

※ 次に該当する場合は別途報告が必要。（P16「（5）年末調整に係る住宅借入金等報告書」参照）

- ・ 2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている
- ・ 特定増改築等住宅借入金等特別控除・認定住宅新築等特別税額控除・住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除（東日本大震災の被災者の家屋の再取得等）の適用を受けている
- ・ 住宅の取得や増改築が特定取得に該当する（平成28年度より新設されたコードで報告すること。）

タ 「住民税関係」欄

「未成年者（本人）」欄は、未成年者（平成12年1月3日以降に生まれた者）であれば「1」を、未成年者でなければ「0」を記入する。

チ 「年の中途採用者の採用月日」欄

平成31年1月2日以降、県費支弁職員に採用された月日を記入する。

※ 平成31年1月1日現在、県費支弁職員であった場合は記入不要。

臨時的任用等で本年中に複数の県費採用歴がある場合には、令和元年最初の採用月日を記入する。「年の中途採用者の採用月日」欄に記載がある職員で、年末

調整前職報告書の提出がない場合は、摘要欄に「前職なし」と記入する。

ツ 「摘要」欄

職員を追加、削除等した場合は、発令年月日等を記入する。

【 その他の注意事項 】

1 「年末調整報告書1」に出力されていない職員の発令があった場合

該当職員の「氏名」「職員番号」「所得税申告区分」及びその他必要な事項を記入する。

※ 所轄の教育事務所と連絡調整すること。

2 育児休業や無給休職で令和元年中に給与支給がない職員が出力されている場合

「未成年者（本人）」欄（124カラム目）と「摘要」欄のみ記入する。

※ 「摘要」欄の記載内容 … 「育児休業のため給与支給なし」等

(2) 年末調整前職報告書

(P19 記入例参照)

民間企業・市町村教育委員会・市立高等学校等からの給与収入及び非常勤講師の報酬、現在と異なる職員番号で支給された給与、産休育休連絡引継賃金があった場合に使用する。

※ 「令和元年分」の源泉徴収票を添付すること。源泉徴収票は報告内容との一致を確認後返却します。

ア 報告は該当職員一人につき1行とする。前職が二つ以上ある場合、前勤務先名称は1つのみ記入し、収入額等を合算して報告する。

イ 電算の都合上、前勤務先名称の8文字目（32カラム目）以降は源泉徴収票に反映されないの、適宜簡略化して記入する。

学校開放講座やIT講習等の講師に係る報償費は、雑収入とみなされるため年末調整の対象外となる。

(3) 年末調整に係る調整報告書

(P20 記入例参照)

次のような場合に、支給額、所得税額及び共済掛金等の金額を修正報告するために使用する（この報告により年末調整に係る累計金額が加減される。）。

様式については、別紙を使用すること。

ア 「年末調整確認リスト」（P23参照）を確認した結果、金額の修正が必要な場合。

イ 所属において社会保険料を調定し、払い込んだ場合。

ウ 福利課（共済、互助会掛金過年度分）、教職員課（社会保険料）から直接掛金

の還付を受けた場合。

※産前産後休暇に係る掛金の還付を除く。

エ 福利課へ直接共済、互助会掛金を払い込んだ場合（過年度分）

ただし、育児休業、休職等の場合は、人事の報告により年末調整確認リストに反映されているので、よく確認すること。反映されていれば報告の必要はない。

オ 通勤手当の誤支給（非課税分・課税分の誤り）

「±」欄には、還付の場合は「－」を、直接払い込んだ場合は「＋」のいずれかの符号を必ず記入する。

なお、一人につき複数の報告がある場合は、合算又は差し引いた額を記入する。

（４） 扶養親族数報告書 （P 2 1 記入例参照）

次に該当する場合に使用する。この報告により、源泉徴収票に扶養親族の名前等が記載される。

- 氏名に外字が含まれている扶養親族がいる場合
- 小中学校県費事務システムに接続できない場合

なお、記入に当たっては、次のア～ウに注意する。

ア 扶養親族が増えた場合

増えた扶養親族だけでなく、年少扶養親族を含めた全ての扶養親族を記入する。

イ 年の途中に扶養親族が死亡した場合

「死亡取消」欄に「1」を記入する。この報告により、令和2年以降の扶養親族のデータが削除される。

ウ 配偶者特別控除の適用を受ける配偶者又は年少扶養親族がいる場合

上記扶養親族のいる職員について報告の必要がある場合には、対象扶養親族を含めた全ての扶養親族について記入する。

※例1 配偶者特別控除の適用を受ける配偶者がいる場合、その配偶者を含めた全ての扶養親族について報告が必要。

※例2 控除対象扶養親族又は年少扶養親族が増えた場合、年少扶養親族を含めた全ての扶養親族について報告が必要。

扶養親族数報告書で報告していても、給与マスタ上の所得税申告区分が自動的に変更されることはないので注意する（同様に給与マスタ上の所得税申告区分を変更しても、扶養親族数報告書により報告した内容が変わることはない。）。

（参考）扶養親族の報告が必要な場合

（詳しくは令和元年9月19日付教職第511-1号を参照すること）

- 平成31年1月1日以降の新規採用者のうち、扶養親族のある者（市村教育委員会、市立高校、国、他県等からの転入者を含む。）
- 令和元年中に扶養親族に異動があった者（出生、就職、所得超過、死亡等）
- その他、実際の扶養親族の内容と「扶養親族数報告書確認リスト」（P24参照）の内容に相違がある者

（5） 年末調整に係る住宅借入金等報告書

（P22記入例参照）

次のような場合に使用する。

ア 住宅借入金等特別控除について、2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている、または、特定増改築等住宅借入金等特別控除・認定住宅新築等特別税額控除・住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除（東日本大震災の被災者の家屋の再取得等）の適用を受けている場合

特定増改築等住宅借入金等特別控除・認定住宅新築等特別税額控除・住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除（東日本大震災の被災者の家屋の再取得等）の適用には特定取得によるものも含む。

（ア） 住宅借入金等特別控除における居住開始年月日が2つある場合

年末調整報告書1の報告に加え、適用数、控除区分、居住開始年月日（2つ目のみ）及び、年末借入金残高を報告する。

※ 住宅借入金等特別控除における居住開始年月日が1つの場合の報告は従来どおり。

（イ） 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合

○ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用が1つの場合

年末調整報告書1に加え、適用数、居住開始年月日1（控除区分、及び、年末借入金残高）を報告する。

○ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用が2つの場合

（ア）の場合と同様に報告する。

（ウ） 認定住宅新築等特別税額控除・住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除（東日本大震災の被災者の家屋の再取得等）の適用を受けている場合は、年末調整報告書1の報告に加え、適用数、居住開始年月日1（控除区分、及び年末借入金残高）を報告する。

イ 小規模企業共済等掛金控除の適用を受けている場合

保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「合計（控除額）」に記載された金額を「小規模企業共済掛金」欄に記入する。

また、個人型確定拠出年金（iDeCo）の控除を受ける場合は、「小規模企業共済等掛金」欄に記入する。

カードNo.		
1	2	3
K	3	4

年末調整に係る調整報告書

令和元年11月分

記入者名	師走田 花子
電話番号	XXX(XXX)XXXX
(所属長)	〇〇立〇〇学校 校長 暮 照太郎

職印

年末調整に係る調整報告書記入例

所属所名・所属所コード								氏名・職員番号								支給総額(課税分)											所得税											共済掛金等(非課税分)											年号		年		摘要
4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45													
〇〇学校								春日部 慎之介																																													
x	x	A	1	2	x	x	x	1	2	3																				+					6	0	0																
〇〇学校								草加 仙一																																													
x	x	A	1	2	x	x	x	2	3	4																				-	1	6	2	0	0	5	0	1															

年末調整時は空欄にしておく。
年末再調整時には前年の年号・年を記入する。

算出基礎	(氏名) 春日部 慎之介 過年度分の互助会掛金を直接払い込んだが、「年末調整確認リスト」には反映されていないため報告する。 H31.1~H31.3 200 × 3 = 600円
	(氏名) 草加 仙一 令和元年6月分社会保険料の徴収誤りによる還付を令和元年8月に受けたが、「年末調整確認リスト」には反映されていないため報告する。
	(氏名) 金額が「年末調整確認リスト」に反映されていないか確認し、反映されていない場合のみ報告する。
	(氏名) なお、何月分の何をいつ還付(又は徴収)されたかを明記すること。

注 1 左にパンチ穴を開けること。
2 所属所名・所属所コード及び氏名・職員番号については、ゴム印を使用すること。

カードNo.			所属所名・所属所コード					氏名・職員番号							
1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	16	
K	3	3	〇〇学校					浦和太郎							
			x	x	A	1	2	x	x	x	x	x	x		

扶養親族数報告書

令和元年11月分

(所属長) 〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

記入者名	師走田 花子
電話番号	×××(×××)××××



続柄	被扶養者氏名(カナ)																被扶養者氏名(漢字)										生年月日				同居別居	死亡取消	非居住	障害該当																		
	姓								名								姓					名					年号	年	月	日																						
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	41	43	45	47	49	51	53	55	57	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69										
0	9	ウ	ラ	ワ								ハ	ナ	コ								浦	和									花	子									3	4	7	0	1	2	1	0			
4	1	ウ	ラ	ワ								ヨ	シ	オ								浦	和									吉	男									3	1	5	1	2	0	2	0	1	0	0
1	1	ウ	ラ	ワ								タ	カ	オ								浦	和									高	男									4	1	0	0	2	2	6	0			0

報告書の提出が必要な場合には、年少扶養親族も含めたすべての扶養親族を報告する。

名前に含まれる外字が「扶養親族数報告書確認リスト」に■で出力されている場合は、登録外字ではないため、常用体又はカナを用いて小中学校県費事務システムで報告をし直す。

年途中で死亡した場合「死亡取消」欄に「1」を記入する。「1」を記入すると、その年分の源泉徴収票には名前が表示されるが、翌年分には表示されなくなる。

(注) 年号・続柄・同居別居・死亡取消欄については、右のコード表または「人事情報管理・給与関係コード表」を参照の上、記入すること。文字は楷書で記入すること。

年号	
明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4
令和	5

配偶者	
夫	01
妻	02
配偶者特別控除	09

子等			
長男	11	長女	21
二男	12	二女	22
三男	13	三女	23
四男	14	四女	24
五男	15	五女	25
六男	16	六女	26

親等	
父	41
母	42
義父	43
義母	44

祖父母等	
祖父	51
祖母	52
孫	55

兄弟・姉妹	
兄	61
姉	62
弟	63
妹	64

伯父・甥等	
伯(叔)父	71
伯(叔)母	72
甥	81
姪	82
その他	91

同居別居	
同居	0
別居	1
死亡	1

非居住者	
該当	1
非該当	0
障害該当	
該当	1
非該当	0

続柄が「01」又は「02」で障害者に該当する場合のみ、該当・非該当をコード表より記入する。それ以外の続柄はすべて「0」とする。

8 年末調整関係確認帳票

(1) 年末調整確認リスト

電算に登録されている平成31年1～10月分給与等の支給状況（給与特例計算報告書で支給又は戻入した分を含む）について出力される。

各種認定簿、実績簿等で支給状況を確認し、誤りがある場合は「年末調整に係る調整報告書」（P14参照）により報告する。

※ このリストは、既に退職している職員についても出力されるが、令和元年10月現在無給休職から復帰していない職員については、令和元年中に給与が支給されていても出力されない。

ア 「課税対象給与」欄には、次の額が出力される。

給与支払簿の支給総額－通勤手当、宿日直手当の非課税分

給与特例計算報告書により支給（戻入）した給与等については「調整額」欄に出力される（ただし、特例計算報告書1のみ10月提出分が反映されない。）。

<出力例> 給与特例計算報告書1により4月給与を支給した職員（4月中途採用）

区 分	4 月	5 月	調 整 額	予 備
課税対象給与		282314	237701	
所得税		13590	10760	
社会保険料等		36184		
住民税				

4月分給与を電算で支給していないため空欄となる。

給与特例計算報告書1で報告した支給総額（課税額）、所得税及び共済掛金等が電算に反映されている。
（給与特例計算報告書3・4・5についても同様）

イ 「社会保険料等の金額」欄には次の金額が表示される。

共済掛金（介護掛金を含む）、互助会掛金非課税分、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料（介護保険料を含む）

<注 意>

福利課から、直接共済掛金や社会保険料の追徴及び還付を受けた場合

共済（互助会）掛金、社会保険料を直接払い込んだ場合や、直接還付を受けた場合は、追徴（還付）金額が「調整額」欄に出力されているか、必ず確認すること。「社会保険料」欄に合算された金額が記載されていれば報告の必要はないが、合算されていない場合は、「年末調整に係る調整報告書」により報告すること。

また、産前産後休暇中の掛金に係る掛金の還付を受けた場合の報告は不要となっているため、誤って報告しないように注意すること。

ウ 無給休職者の共済掛金

無給休職者の共済掛金は納付書により手払いしているが、その分も「社会保険料」欄に金額が表示される。

家族が納付書による支払い分を負担し、かつ、その分を家族自身の年末調整で使用した場合は、職員分の社会保険料の額を減額する。

※ 年末再調整時に「年末調整に係る調整報告書」により報告すること。

(2) 扶養親族数報告書確認リスト

電算に登録されている職員の生年月日・住所・扶養親族の氏名・続柄・年令・生年月日等が出力されている。

このリストと扶養控除等申告書で申告された内容が異なる場合、小中学校県費事務システムの「扶養親族報告」より（又は「扶養親族数報告書」を提出して）修正する。

ア 全体について

(ア) 扶養親族の有無にかかわらず、全職員分が出力される。

(イ) 「本人情報」、「扶養情報」については、令和元年10月現在のマスタで出力される。

(ウ) 今年度から「続柄」に「01夫」もしくは「02妻」が記載される扶養親族は、「摘要区分」に「配偶者」と記載される。

イ 各項目について

(ア) 「続柄」欄

続柄コードと続柄名が出力される。

（「扶養親族数報告書」及び「給与関係コード表第117表」P47参照）

※ 給与関係コード表第117表のコード11～34は小中学校県費事務システムで報告できません。コード10（続柄「子」）として報告してください。

(イ) 「年令」欄

令和2年1月1日時点の年令が出力される。

(ウ) 「摘要区分」欄

令和元年中の摘要区分が出力される。

- 特定扶養 …… 平成9年1月2日～平成13年1月1日の間に生まれた人
- 同居老親・老人扶養 …… 昭和25年1月1日以前に生まれた人
- 年少扶養 …… 平成16年1月2日以後に生まれた人

(エ) 「同居別居区分」欄

同居の場合は「0」、別居の場合は「1」と出力される。

(「扶養親族数報告書」及び「給与関係コード表第120表」P48参照)

(オ) 「死亡取消」欄

扶養親族報告により、死亡取消を報告した場合「1」と出力される。

(カ) 「非居住者区分」欄

非居住者に該当する場合は「1」、非該当の場合は「0」と出力される。

(キ) 「障害者」欄

配偶者が障害者に該当する場合は「1」、非該当の場合は「0」と出力される。

なお、配偶者以外の扶養親族は一律「0」と出力される。

(3) 扶養親族アンマッチリスト (12月例月給与明細と合わせて配信)

年末調整報告書1で報告した所得税申告区分と12月までに報告した扶養親族数報告の内容を比較して、不整合があった場合に該当職員分が出力される。

内容を確認し、誤っていた場合は次のとおり修正する。

ア 所得税申告区分が誤っていた場合

⇒ 年末再調整で修正する。

イ 扶養親族数報告が誤っていた場合

⇒ 令和2年1月の給与報告で修正する。修正できない場合は、源泉徴収票を手書きで修正する。

(4) 年末調整確認簿兼支払簿

12月給与支給明細書と同時に各所属所に配信される。

年末調整関係の報告内容が正しく反映されているか確認するとともに、職員本人に、内容が正しいか確認を求めた上で、現金支給額の有無にかかわらず、確認印を必ず押印させること。

9 年末再調整

年末調整検収会期間終了後、12月31日までに報告内容に変更が生じた場合は、下記のとおり事務処理を行う。（所轄の教育事務所と連絡調整を行うこと。）

(1) 対象者

電算により年末調整を行った者に限る。ただし、職員本人が年末調整後に死亡した場合は、別処理（手計算）となる。

(2) 年末調整報告書1（再） 作成上の注意点（P18記入例参照）

ア 「カードNo.」欄（1～3カラム目）に「K31」と記入し、「所属所名・所属所コード」欄（4～8カラム目）にはゴム印を使用する。

イ 再調整が**必要な箇所の正しいデータを上書き修正**で報告すること。

※ 年末調整時のデータとの差額を記入しないこと。

ウ 配偶者特別控除を年末再調整時に取り消す場合は、30カラム目に「*」（アスタリスク）を記入する。

エ 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」、又は「旧個人年金保険料の金額」欄のいずれかを変更する時は、必ず「生命保険料控除」欄及び「変更のない他の保険料の金額」欄もセットで報告すること。

また、「旧長期損害保険料掛金」を変更する時は、必ず「地震保険料控除」欄と「旧長期損害保険料掛金」欄をセットで報告すること。

オ 「住民税関係」欄に変更がない場合は、125、126カラム目に記載されている「0」を二重線で抹消する。

(3) 年末調整報告書1（再）以外の報告書作成上の注意

ア 「年末調整前職報告書」、「年末調整に係る住宅借入金等報告書」は**正しいデータを上書き修正**で報告すること。年末調整時のデータとの差額ではないので注意する。

イ 「年末調整に係る調整報告書」は**報告済みデータとの差額**（報告済みデータから調整を行う額）を報告すること。

ウ 「年末調整報告書1」及び「年末調整に係る住宅借入金等報告書」は必ずセットで提出すること。年末再調整時に「年末調整に係る住宅借入金等報告書」のみを報告するとエラーとなるため、注意すること。

10 翌年分所得税の源泉徴収事務

(1) 翌年分扶養控除申告書のとりまとめ

- ア 所属長は、翌年分の扶養控除等申告書の用紙を職員に交付し、必要事項を記入させた上、翌年（令和2年）1月分給与の支給日前日までに提出させること（支給日の前日以降に採用された職員については、その都度提出させる。）。
- イ 所属長は、申告書の記載内容に不備がないか確認の上、「給与支払者受付印」欄に受付印を押印し、申告書の右上部に氏名・職員番号のゴム印を押印し、職員番号順に整理保管する。
- ウ マイナンバー法施行により、平成28年1月以後に提出を受けた扶養控除申告書から個人番号の記載が必要となった。しかし、既に個人番号を給与支払者に提出済みでその番号に変更がなければ扶養控除申告書に個人番号を記載する必要はない。その場合は、余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をすること。詳細は下記、国税庁のHPを参照。
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/FAQ/gensen.htm>

(2) 翌年1月以後の給与から源泉徴収する所得税の電算処理

電算では、本年分年末調整の「所得税申告区分」の内容を翌年（令和2年）1月以後の給与から源泉徴収する所得税に係る所得税申告区分に自動的に切り替える。

ただし、次に該当する場合は翌年1月以後の給与報告時に小中学校県費事務システムの「給与修正報告1・4」（小中学校県費事務システムに接続できない学校については、紙の「給与修正報告書1」）より報告する。

- ア 翌年分扶養控除申告の内容が本年分年末調整（※年末再調整ではない）の内容と異なっている場合
- イ 年末再調整の報告内容を継続する場合
- ※ 年末再調整時の報告内容は令和2年分に引き継がれないので注意する。

11 その他

(1) 本年分（1～12月）の給与総額・源泉徴収税額の確認

- ア 年末調整が正しく行われるためには、本年分の給与が正しく処理されていなければならない。
- したがって、給与支払簿、各手当に係る届出、認定簿、実績簿、出勤簿、休暇簿等の関係書類を見直し、本年1～12月までの給与が正しく支給されているかの確認を行う。
- 確認の結果、誤支給（追給又は戻入）を発見した場合は、12月分の給与報告で必ず処理すること。
- なお、12月分の給与報告が電算により処理できる本年最後の報告なので、報告漏れのないよう注意する。
- イ 前記アの報告にも間に合わない場合は、これらの手当に係る翌年1月分の給与

報告時に報告し、遡及処理を行う。

その結果、追給（戻入）になった金額については、翌年分の所得として処理される（年末再調整は行わない。）。

ウ 「給与特例計算報告書4・5」で給与の返納処理をしたものについては、年末調整の際に上積み処理するので、納入通知書等の納入期限内に完納するよう指導する。

※ 年内に納入されない場合は、年末再調整が必要となるので、必ず納入された日を確認すること。

（2）住所変更

令和2年1月1日現在の住民票上の住所と給与報告上の住所が一致し

ていない場合は、1月分の給与報告時に必ず修正する。

令和2年1月2日以降に住所が変わる場合は、1月の給与報告時ではなく、2月の給与報告時に修正するようにすること。

（3）死亡退職者の年末調整

死亡退職者の年末調整は、死亡した時点で手計算により行う（『給与管理システム事務処理要領（改訂版）』P64～を参照。）。

- ア 本年中に既に死亡退職し、かつ年末調整を行っていない職員がいる場合
⇒ 速やかに関係書類を提出する。
- イ 電算で年末調整の処理を行った後、本年中に死亡退職した職員の場合
⇒ 手計算での年末調整処理が必要になる。

（4）扶養是正

税法上誤った扶養控除がなされると、税務署及び住民税課税市区町村から次のような指摘を受ける。毎年、多くの職員を対象とした扶養是正がある。場合によっては多額の払込が必要になるのでよく確認すること。

- ア 所得税
税務署の指導により年末調整をやり直し、追徴金を支払う
- イ 住民税
課税市区町村からの税額変更通知により、徴収税額が増額される
- ウ 諸手当
所得税法上の扶養是正に伴い、扶養手当等の返納が必要になる場合もある

扶養控除関係の申告書の取扱いについては、その内容を十分確認するとともに、誤った申告がなされないよう職員に周知しておく。

12 手計算による年末調整

(1) 対象者

電算による年末調整の対象外の職員が、次のア～ウの全てを満たす場合に手計算による年末調整を行う。

- ア 年末調整事務処理の時点（12月給与支給時）に在籍している。
- イ 本年分の扶養控除等申告書が提出されている。
- ウ 本年12月31日まで引き続き在職する見込みがある（年末調整事務処理の日以後、12月30日以前に任期満了となり、本年中は再就職の見込みがない場合を含む。）。

(2) 事務処理手続

- ア 「令和元年分年末調整のしかた」（国税庁発行）を参照の上、「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下、「所得税源泉徴収簿」という。）に給与支払簿等から転記し、年税額を計算する。
- イ 「所得税源泉徴収簿」の内容に基づいて「年末調整等結果通知書」を作成する。
- ウ 年末調整の結果、所得税に不足額が生じた場合は、本年最後の給与で不足額を精算（徴収）する。
- エ 年末調整の結果、所得税に過納額が生じた場合は、下記（4）の各書類を作成し、所轄の教育事務所が定める日までに提出する。

(3) 年末調整関係書類の取扱い及び留意事項

- ア 所得税源泉徴収簿
「令和元年分年末調整のしかた」（国税庁発行）に基づき、適正に整理作成する。
- イ その他の関係書類
P3「6 年末調整関係申告書」を参照する。

(4) 所得税過納額の還付事務

- ア 以下の関係書類を所轄の教育事務所に提出する。
 - (ア) 年末（再）調整結果通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部
 - (イ) 所得税源泉徴収簿（手書き）の写し・・・・・・・・・・・・1部
 - (ウ) 扶養控除等申告書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - (エ) 保険料控除申告書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - (オ) 配偶者控除等申告書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - (カ) 住宅借入金等特別控除申告書の写し・・・・・・・・・・・・1部
 - (キ) 口座振替支払内訳書・案内書・・・・・・・・・・・・・・・・各1部

※（エ）、（オ）、（カ）については申告がある場合のみ提出する。

イ 年末調整による源泉所得税過納額還付領収書（別紙）の作成

資金前渡担当者は、P 3 1 の記入例を参照の上、源泉所得税過納額還付領収書を1部作成する。（提出不要）

なお、支払店から還付金の交付を受けたときは、直ちに該当職員に還付金を交付し、領収書に受領印を徴する。

支払完了後は、領収書を所属所で保管する。（保存年限5年）

（5） 手計算による年末再調整

ア 年末調整の申告内容等に変更が生じ、再調整を行う場合は、年末調整の例により再調整計算を行う。

イ 年末再調整の結果、所得税に不足額が生じた場合は、翌年1月分の給与で不足額を精算（徴収）する。

ウ 年末再調整の結果、所得税に過納額が生じた場合は、年末調整の例により過納額還付に係る手続を行う。

《 記入例 》

(別紙)

(保存年限 7 年)

令和元年分 年末(再)調整による源泉所得税過納額還付領収書

【 提出不要 】

[所属所・学校名]

氏 名	既納税額	年 税 額	還 付 額	受 領 印
〇〇 〇〇	70,545円	23,700円	46,845円	
合 計	70,545円	23,700円	46,845円	

(別紙)

(保存年限7年)

令和____年分 年末(再)調整による源泉所得税過納額還付領収書

[所属所・学校名]

氏名	既納税額	年税額	還付額	受領印
合計	円	円	円	

(複写して使用すること)